受付 25.3.12 1640 小郡三井医師会

福県医発第2901号（地）
平成25年3月11日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
（公印省略）

平成２４年度診療報酬改定における施設基準の届出等について

平成24年４月１日実施の診療報酬改定で経過措置がとられてきた各届出について、今般、九州厚生局より該当医療機関に直接、別紙の通り通知した旨連絡が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関するお問い合わせにつきましては、九州厚生局指導監査課　施設基準担当（℡　０９２－７０７－１１２５）までご照会ください。

記

平成24年度診療報酬改定において経過措置が取られていた届出について

届出	提出締切日（厚生局必着日）
救命救急入院料１	平成25年４月１日
救命救急入院料３	平成25年４月１日
精神療養病棟入院料	平成25年３月22日
無菌治療室管理加算	平成25年３月22日

小郡三井医師会より
医療保険担当理事　山下拓郎
会長　蒲池　壽

平成２５年２月２７日

保険医療機関開設者　　様

九州厚生局指導監査課

平成24年度診療報酬改定における救命救急入院料１又は３届出について

日頃より医療保険行政につきまして格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年度診療報酬改定において、救命救急入院料１及び３の施設基準の見直しが行われ、平成24年３月31日において現に救命救急入院料１又は救命救急入院料３に係る届出を行っている治療室については、平成25年３月31までの間に限り、「当該治療室における看護師の数は、常時、当該治療室の入院患者の数が４又はその端数を増すごとに１以上であること。」に該当するものとみなすとされてきたところです。

つきましては、平成25年４月１日以降、引き続き救命救急入院料１又は救命救急入院料３を算定する保険医療機関は、あらためて同入院料の施設基準に係る届出が必要となりますので、平成25年４月１日までに当方必着となるよう提出をお願いします。

なお、既に提出済みの場合は行き違いによるものと思われますので、誠に申し訳ございませんが、確認のため当課あてご連絡いただきますようお願いいたします。

〒812－0011 福岡市博多区博多駅前３－２－８
住友生命博多ビル４F
九州厚生局指導監査課　施設基準担当
電話　092－707－1125

平成２５年2月２７日

保険医療機関開設者　　様

九州厚生局指導監査課

平成24年度診療報酬改定における精神療養病棟入院料届出について

日頃より医療保険行政につきまして格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年度診療報酬改定において、精神療養病棟入院料の重症者加算が重症者加算1及び2に区分され、当該病棟を有する保険医療機関は、平成25年3月31日までは重症者加算1の施設基準の要件を満たしているものとみなすとされてきたところです。

つきましては、平成25年4月1日以降、引き続き重症者加算1を算定する保険医療機関は、あらためて同加算の施設基準に係る届出が必要となりますので、別添7及び様式55の2を平成25年3月22日までに提出していただきますようお願いいたします。

なお、既に提出済みの場合は行き違いによるものと思われますので、誠に申し訳ございませんが、確認のため当課あてご連絡いただきますようお願いいたします。

〒812－0011 福岡市博多区博多駅前3－2－8
住友生命博多ビル4F
九州厚生局指導監査課　施設基準担当
電話　092－707－1125

平成２５年２月２７日

保険医療機関開設者　　様

九州厚生局指導監査課

平成24年度診療報酬改定における無菌治療室管理加算届出について

日頃より医療保険行政につきまして格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年度診療報酬改定において、無菌治療室管理加算が無菌治療室管理加算1及び2に区分され、平成24年3月31において、現に無菌治療室管理加算を算定することができる無菌治療室であって、平成24年4月1日以降に無菌治療室管理加算2の届出を行っている医療機関は、平成25年3月31日までの間、無菌治療室管理加算 1 の施設基準を満たしているものとされてきたところです。

つきましては、平成25年4月1日以降、引き続き無菌治療室管理加算1を算定する保険医療機関は、あらためて同加算の施設基準の届出を行う必要がありますので、別添7及び様式26の2を平成25年3月22までにご提出していただきますようお願いいたします。

なお、既に提出済みの場合は行き違いによるものと思われますので、誠に申し訳ございませんが、確認のため当課あてご連絡いただきますようお願いいたします。

〒812－0011 福岡市博多区博多駅前3－2－8
住友生命博多ビル4F
九州厚生局指導監査課　施設基準担当
電話　092－707－1125